

岩手県告示第82号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和2年2月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 釜石市箱崎町第2地割78の22
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅